

14 就労・雇用

1. 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

- ア 事業主は法律に定められた障害者雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。
- イ 障害者雇用率未達成の事業主（常時雇用労働者数100人超）は、障害者雇用納付金の支払いが必要となります。
- ウ 障害者雇用率をこえて障害者を雇用する事業主には一定の条件のもと障害者雇用調整金が支給されます。
- エ 障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません。
- オ 障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます。

2. 公共職業安定所（ハローワーク）

専門援助部門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じた、きめ細やかな職業相談・紹介・就職後のアフタフォローなどを、就労支援機関との連携のもと行っております。また、パソコンなどのインターネットやハローワークの求人検索機で、障害者に限定した求人を閲覧することができますので、併せてご利用ください。

（横須賀公共職業安定所 TEL 824-8609（43#））

3. 職業訓練（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】相模原市にある神奈川障害者職業能力開発校において、障害者が就職するために必要な技術を習得するための職業訓練を行っています。

令和5年4月生の訓練コースと主な対象者は、総合CAD（身体・精神）、ITチャレンジ（身体・精神）、Web・DTP制作（身体・精神）、ビジネスサポート（視覚）、ビジネスキャリア（身体・知的）、ビジネス実務（精神）、サービス実務（精神）、総合実務（知的）で、訓練期間は、コースにより6カ月、1年に分かれています。また、県内各地域において、訓練期間が3カ月程度の委託訓練「トライ」も随時実施しています。

4. 職業訓練（知的障害者） 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】伊勢原市にある神奈川能力開発センターにおいて、知的障害者が、労働習慣や社会性を身に付け、職業的に自立することを目指した職業訓練を行っています（訓練期間は2年）。訓練科目は、1年次は職業基礎科（定員30名）、2年次からは総合加工技術コース、施設管理技術コース、物流販売技術コース（定員各10名）に分かれます。

5. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース他）制度 窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】障害者など就職が特に困難な者を、ハローワークなどをおして、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、1～3年間助成するもので、支給期間、支給額は、企業規模、所定労働時間、障害区分・程度により異なります。

6. 神奈川県障害者雇用促進センター

【内容】障害者の雇用促進を図るため、企業及び障害者就労支援機関へ障害者の雇用に関する相談及び支援を行っています。

【窓口】神奈川県障害者雇用促進センター

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 神奈川労働プラザ 5階
電話 045-633-6110 (代表)

7. よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター

【対象】就労を希望する、もしくは在職中の障害者

【内容】就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。

【窓口】よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター

〒238-0041 本町2-1 総合福祉会館4階 電話 820-1933

8. 視覚障害者技能習得援助資金の貸付 窓口 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

【対象】中途失明などにより、あん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に転職しようとする視覚障害者

【内容】貸付金額は月額46,000円で無利息です。

貸付期間は盲学校等在学期間で、36カ月が限度です。償還期間は2～10年です。

【手続】盲学校経由での手続きになります。

9. 障害者雇用奨励金 窓口 障害福祉課

【対象】○知的障害者または精神障害者を3カ月以上雇用しようとする事業主

○一定の条件を満たす身体障害者(国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者または重度四肢機能障害者)を雇用している事業主

【内容】月額30,000円の奨励金が支給されます。(国による特定求職者雇用開発助成金の適用がある場合は、国の助成制度が優先となります。)

10. 障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成 窓口 障害福祉課

【対象】一般就労している一定の条件を満たす重度肢体障害者

【内容】就業中に職場等において、食事にかかる介助及びトイレの使用にかかる介助を受けるため、障害者自らの負担により介助ヘルパーの派遣を受けている場合、その派遣に要する費用について月額30,000円を限度として助成します。

11. 身体障害者更生訓練費 窓口 障害福祉課

【対象】自立訓練等を利用する一定の条件を満たす身体障害者

【内容】訓練日数に応じて更生訓練費(月額3,150円または6,300円)を支給します。

【手続】通所先の自立訓練事業所等でお手続きください。

12. 身体障害者就職支度金 窓口 障害福祉課

【対象】就労移行支援等を利用して就職または自営により自立する身体障害者

【内容】支給額36,000円

【手続】通所先の就労移行支援事業所等でお手続きください。